

# 臨床心理面接の料金に関する倫理的配慮

下 田 僚

## はじめに

臨床心理面接における料金の意味については、以前、本論集第51集<sup>1)</sup>並びに第54集<sup>2)</sup>に掲載の拙稿において、先行研究のレビューと自らの臨床経験に基づく論考を試みた。したがって、同面接の治療構造を構成する一要因としての料金が持ち得る様々な心理学的意義に関心のある向きには両稿を参照していただくこととし、本稿においては、そうした意義を踏まえた上で、臨床心理面接の料金を設定し、徴収する際に配慮すべき事柄を倫理的な観点から見てみたい<sup>3)</sup>。

臨床心理面接を担当する心理専門家は、対人援助という業務の性質上、多大な社会的責任を負っているといえることができるが、一方ではそのような業務を生業としている訳であり、業務に対する対価・報酬を得ることなしに生活は成り立たない。しかし、社会的責務を果たすことと対価を得ることの間に、常に調和的な関係が順調に成り立つとは限らない。特に、面接対象者であるクライアントから料金という形で直接対価を得ることが原則である個人あるいは法人開業臨床などの場面においては、そのことが際立ってくる。端的な例としては、経済的に困窮している人が心理的な問題を抱え、臨床心理面接を必要としているというような場合、どのような倫理的配慮が心理専門家に求められるのであろうか。

まず手始めとして、心理専門家と関わりのある資格認定機関、職能団体、学会等学術研究団体の倫理関係の規程が料金に関してどのように言及しているかを丹念に調べてみることにし、そこから見えてくるものを少しく整理することにした。

## 関係する組織の料金関連規定

ここでは、我が国における心理専門家資格の代表的認定機関である公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会、臨床心理士の職能団体である一般社団法人日本臨床心理士会並びに一般社団法人東京臨床心理士会、さらには、心理専門家の多くが会員として所属する学術研究団体である一般社団法人日本心理臨床学会並びに公益社団法人日本心理学会の倫理関係規程における料金関連規定を見てみよう。加えて、米国の学術研究団体であるアメリカ心理学会（American Psychological Association : APA）並びにアメリカカウンセリング学会（American Counseling Association : ACA）の倫理に関する規程における料金関連規定についても見てみることにしたい<sup>4)</sup>。

### 1. 日本臨床心理士資格認定協会

日本臨床心理士資格認定協会は、臨床心理士倫理委員会規程<sup>5)</sup>に基づき、臨床心理士倫理綱領<sup>6)</sup>を制定し、公開している<sup>7)</sup>。

同倫理綱領中には料金についての直接的言及は見当たらない。ただし第5条〈援助・介入技法〉の後段に、「臨床心理士は自らの影響力や私欲をつねに自覚し、来談者の信頼感や依存心を不当に利用しないように留意しなければならない」という条文がある。

この条文中の私欲という文言には、性的欲求や名声獲得欲求などに加えて金銭的欲求も含まれると思量される。つまり、金銭的欲求を常に自覚・制御し、来談者の信頼感や依存心を不当に利用しないように留意する

義務があることが述べられているとの解釈が可能であろう。具体的には、金銭的欲求に駆られて不当に高い面接料金をクライアントに課すといった状況が生じないように面接者は留意する必要があるということになる。また、性的欲求に駆られて、不適切な動機から、無料も含めて不当に低い面接料金をクライアントに課するといったことにも留意する必要があることも示唆されよう。

## 2. 日本臨床心理士会

日本臨床心理士会は、一般社団法人日本臨床心理士会倫理規程<sup>8)</sup>に基づき、一般社団法人日本臨床心理士会倫理綱領を制定し、公開している<sup>9)</sup>。

### (1) 倫理綱領

同綱領の第1条〈基本倫理（責任）〉の第3項においては、料金についての直接的な言及はないものの、「会員は、対象者に対する心理査定を含む臨床心理行為を個人的欲求又は利益のために行ってはならない」としている。個人的欲求又は利益という文言には、金銭的欲求や利益も含まれるものと解釈することが可能である。したがって、日本臨床心理士資格認定協会の項で述べたような留意が必要であることが、ここでも同様に示されているといえよう。

また同条第4項には、「会員は、自らの知識、能力、資質及び特性並びに自己が抱える葛藤等について十分に自覚した上で、専門家としての業務や活動を行う」とされている。自己が抱える葛藤等という文言には、金銭的な欲求や利益にまつわる葛藤も含まれるものと思量される。さらに同条第5項では、「会員は、心身の健康のバランスを保つとともに、自分自身の個人的な問題が職務に影響を及ぼしやすいことを自覚し、常に自分の状態を把握するよう努める」としている。自分自身の個人的な問題という文言には、金銭的な問題も含まれるものと思量される。

つまり、同綱領の第1条においては、臨床心理専門家の基本的倫理・責任として、金銭的な欲求や利益追求自体はもちろんのこと、金銭にまつわる葛藤や問題を常に自覚・制御し、留意する必要があることが述べられていると解釈できる。

同綱領の第3条〈対象者との関係〉では、留意義務として第1項に、「対象者等に対して、個人的関係に発展する期待を抱かせるような言動（個人的会食、業務以外の金品の授受、贈答及び交換並びに自らの個人的情報についての過度の開示等）を慎むこと」と規定されている。これは面接料金そのものに関する規定ではないが、専門的治療契約関係以外の個人的関係に発展させないための留意義務として、金品の授受に関する言及がなされている。

第4条〈インフォームド・コンセント〉では、留意義務として第1項に、「臨床心理業務に関しての契約内容（業務の目的、技法、契約期間及び料金等）について、対象者に理解しやすい方法で十分な説明を行い、その同意が得られるようにする」と規定している。また料金を含む契約内容については、第3項において、「契約内容については、いつでもその見直しの申し出を受け付けることを対象者に伝達しておく」と規定している。

## **(2) 倫理ガイドライン**

日本臨床心理士会は、倫理ガイドラインを制定している<sup>10)</sup>。このガイドラインは、「倫理綱領を適切かつ効率的に運用できるように、いわば倫理綱領を活用するための補助資料として作成されたもの」であり、「決定的なものではなく、強制力を有するものでもない」とされ、「倫理綱領の条文をコメントする形で叙述」されている<sup>11)</sup>。同ガイドラインの料金に関連する部分を見てみよう。

既に述べたように、倫理綱領の第1条〈基本倫理（責任）〉の第3項には料金についての直接的言及はないものの、「会員は、対象者に対する心

理査定を含む臨床心理行為を個人的欲求又は利益のために行ってはならない」と規定されていた。この規定に関連して、ガイドラインは、「臨床心理士としての実践は、誰よりも対象者の利益を優先させなければならない」としている<sup>12)</sup>。つまり、臨床心理面接においては面接者の自己利益よりも面接対象者であるクライアントの利益のための専門性の発揮が優先されるということである。さらにガイドラインは、倫理綱領第1条の第4項及び第5項にも関連させて、不幸にして心理専門家が、「不満足で逼迫した状態であれば、少なくともそのことに気づいており、そのことが自分の仕事に影響を及ぼしていないかどうかについての注意を怠らないことが大切である」とし、「専門家が対象者を搾取する誘惑に襲われ、あるいは駆られるのは、まさにこれらの心理面、社会面、経済面等で不満があり、逼迫している場合」であり、「金銭的に逼迫した状態にある時は、要注意である」としている<sup>13)</sup>。

加えてガイドラインは、既述の倫理綱領第1条第4項及び第5項の規定に関し、面接者はクライアントよりも「深く自覚していて、自分の行動をコントロールできるということである」としている。つまり、自覚と制御が可能な状態を維持することが求められている。特に、「金銭的に逼迫した状態にある時は、要注意」であり、「力関係の格差を利用して強者が弱者を不当に利用したり、操作したりする」搾取を行う誘惑に駆られるかもしれないとし、その一例として、開業臨床において「不当な料金を設定する」ことを挙げている。そして、「そのような倫理違反に問われることがないように、料金設定にあたっては、はじめに、予想される費用をすべて正確に明示しておくこと」としており、さらに、「紹介手数料はとらないこと」としている<sup>14)</sup>。

倫理綱領第3条〈対象者との関係〉では、既述のように留意義務として第1項に、「対象者等に対して、個人的関係に発展する期待を抱かせるよ

うな言動（個人的会食，業務以外の金品の授受，贈答及び交換並びに自らの個人的情報についての過度の開示等）を慎むこと」と規定していた。これに関し，ガイドラインにおいては，「金品の授受」についての説明はない。ただし，「贈答及び交換」については，「交換取引」及び「贈り物の授受」として項目別に解説されている<sup>15)</sup>。まず，「交換取引」とはクライアントが料金を払えなくなった時に，クライアントから何らかの物品やサービスを料金の代わりに受け取ることでであるとされている。この交換取引については，「通常は，この種の関係を避けることが勧められるが，どうしても避けられない場合は，事前に対象者と重要事項（会員からのサービスと対象者からのサービスが等価かどうか，期間の途中で想定外のことが起こる可能性，利益とリスクなど）についてよく話し合い，取り決め内容を文書化し，プロセスを記録することが勧められる」としている。また，「贈り物の授受」については，それによって，「しばしば臨床心理士と対象者の一方が他方を操作し，臨床心理士の側の専門家としての判断が損なわれ，結果的に対象者に危害を加える恐れがあることから，通常は戒められている。しかし，文化的背景その他の事情でどうしてもそれが避けられず，あるいは有益と判断される場合，贈り物の価値，動機，タイミングなどを十分に考慮したあとではじめてそれが実行されなければならない。また，贈り物を断る場合，相手の文化的背景や動機などを考慮し，不用意に傷つけないように気をつけなければならない。そして，これらの実践を記録しておくこと」としている。

倫理綱領第4条〈インフォームド・コンセント〉では，既述のように留意義務として第1項に，「臨床心理業務に関しての契約内容（業務の目的，技法，契約期間及び料金等）について，対象者に理解しやすい方法で十分な説明を行い，その同意が得られるようにする」と規定されていた。また，料金を含む契約内容については同条第3項に，「契約内容については，い

つでもその見直しの申し出を受け付けることを対象者に伝達しておく」と規定されていた。これに関してガイドラインでは、「説明すべき情報の一般的性格」として、「対象者がそのサービスを受けるかどうかを決定するのに影響を及ぼす要因だということ」とし、「予想されるリスクと利益、料金、期間、守秘義務の限界（あるいは、情報を開示せざるを得ない場合）、問い合わせに対する対応の仕方、記録へのアクセスなどは欠かすわけにはいかないのである」としている<sup>16)</sup>。

### 3. 東京臨床心理士会

東京臨床心理士会は、一般社団法人東京臨床心理士会倫理規程<sup>17)</sup>に基づき、一般社団法人東京臨床心理士会倫理綱領を制定し、公開している<sup>18)</sup>。

#### (1) 倫理綱領

倫理綱領における以下の料金に関する規定は、日本臨床心理士会の規定内容と基本的に同一である。

倫理綱領第1条〈基本的倫理（責任）〉の第3項には、料金についての直接的言及はないが、同項前段には、「会員は、対象者に対する心理査定を含む臨床心理行為を個人的欲求又は利益のために行ってはならない」と記されている。個人的欲求という文言には、性的欲求や名声獲得欲求などに加えて、金銭的欲求も含まれるものと思量される。

また同条第4項には、「会員は、自らの知識、能力、資質及び特性並びに自己が抱える葛藤等について十分に自覚した上で、専門家としての業務や活動を行う」と規定されている。自己が抱える葛藤等という文言には、金銭的欲求に関わる葛藤も含まれるものと思量される。

さらに同条第5項には、「会員は、心身の健康のバランスを保つとともに、自分自身の個人的な問題が職務に影響を及ぼしやすいことを自覚し、常に自分の状態を把握するよう努める」と記されている。自分自身の個人

的な問題という文言には、金銭的な問題も含まれるものと思量される。

つまり倫理綱領第1条においては、臨床心理専門家の基本的倫理・責任として、金銭的欲求と金銭にまつわる葛藤や問題を常に自覚・制御し、留意する責任があることが述べられていると解釈できる。

倫理綱領第3条〈対象者との関係〉では、留意義務として第1項に、「対象者等に対して、個人的関係に発展する期待を抱かせるような言動（個人的会食、業務以外の金品の授受、贈答及び交換並びに自らの個人的情報についての過度の開示等）を慎むこと」と規定されている。これは料金そのものに関する規定ではないが、心理専門家とクライアントの関係を専門的治療契約関係以外の関係に発展させないための留意義務として、金品に関する言及がなされているものである。

倫理綱領第4条〈インフォームド・コンセント〉では、留意義務として第1項で、「臨床心理業務に関しての契約内容（業務の目的、技法、契約期間及び料金等）について、対象者に理解しやすい方法で十分な説明を行い、その同意が得られるようにする」と規定している。また、料金を含む契約内容については、同条第3項に、「契約内容については、いつでもその見直しの申し出を受け付けることを対象者に伝達しておく」と規定している。

## (2) 倫理ガイドライン

東京臨床心理士会は、倫理ガイドラインを制定し、公開している<sup>19)</sup>。このガイドラインは、同会会員が、「倫理綱領に沿って専門的臨床心理業務に従事するための具体的な指針として」定められたものであり、さらに、「東京という世界的な大都市に位置するという、本会の地域性に配慮して定められた」ものであると、その前文に記されている。

倫理ガイドライン中には、料金に関連して倫理綱領以上に詳しい記述は見当たらない。同ガイドライン第1条〈臨床心理士としての姿勢〉第1項



には、料金についての直接的言及はないものの、努力規定として、「会員は、個人的利益を追求することによって、対象者の利益を害することがないようにし、臨床心理士としての使命と社会的責任を自覚して社会貢献に努めること」とされている。個人的利益という文言には、臨床心理士の個人的経済利益も当然含まれると思量される。その追求がクライアントの利益を害することのないように、社会貢献という視点から使命と責任を自覚するように努めることが求められている。

#### **4. 日本心理臨床学会**

日本心理臨床学会は、倫理規程<sup>20)</sup>に基づき、倫理綱領を制定し、公開している<sup>21)</sup>。

##### **(1) 倫理綱領**

倫理綱領においては、料金に直接的に言及している規定はないが、第4条〈援助・介入技法〉の第2項には、「会員は、自らの影響力や私的欲求を常に自覚し、対象者の信頼感又は依存心を不当に利用しないように留意しなければならない」という留意義務が示されている。私的欲求という文言には、性的欲求や名声獲得欲求などに加えて、金銭的欲求も含まれるものと思量される。

##### **(2) 倫理基準**

上述の倫理綱領に基づいて、具体的な倫理基準が制定され、公開されている<sup>22)</sup>。

料金に関連して倫理綱領以上に詳しい記述は見当たらない。倫理基準第1条〈責任〉の第4項には、料金についての直接的言及はないものの、「会員は、会員自身の個人的関心若しくは金銭上の不当な利益、又は所属する組織若しくは機関の不当な利益のために臨床業務を行ってはならない」という禁止規定が明示されている。金銭上の不当な利益という文言には、不

当な料金設定による利益も含まれているものと思量される。

### (3) 会員のための倫理の手引き

日本心理臨床学会の第6期倫理委員会は、上記の倫理綱領及び倫理基準について詳述した会員のための倫理の手引きを作成し、公刊している<sup>23)</sup>。

同手引きは倫理基準第1条〈責任〉の第4項に関して、「常に不当な援助者側の利益が発生しているかを、検討していることが望ましい」としており、援助者側の自覚と抑制を促している。また、「援助者側が、意図していなくとも、援助対象者側が、不当な利益を提供することによって、援助者を無意識に支配しようとすることは、よく生ずるが、(中略)これなども援助者側が不当な利益を獲得していることになろう」としており、援助者側の不当な利益にまつわる無意識の心理力動にも留意が必要であることを指摘している<sup>24)</sup>。

同手引きは、その最後にクライアントからの贈り物をトピックとして特に取り上げて言及している<sup>25)</sup>。贈り物の收受については、「基本的には、贈物の意味がどのようなものであるとしても、定められた報酬以外は、受け取るべきではない」としながらも、贈り物が持ち得る様々な意味、すなわち心理専門家に対するクライアントの信頼や感謝、自らを特別な存在として見てほしいクライアントによる心理専門家の注意の引きつけ、心理専門家のクライアントに対する関心や受け入れの試しなどに加えて、贈り物の頻度や金額等が意味するところやもたらす結果も考慮することの必要性を指摘し、さらには、「贈物を受け取らないことを、援助者が対象者を嫌悪し、拒否しているからと意味づけてしまうこともあるので、(中略)慎重な配慮が必要なのである」としている。つまり、原則的に贈り物は受け取るべきではないが、贈り物の持つ意味を様々な観点から検討し、その扱いについては慎重に配慮する必要があるということを述べている。